

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作付面積調査及び作況調査の花き調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を明らかにし、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）に基づき策定された「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」において推進される各種対策のための資料を整備することを目的としている。

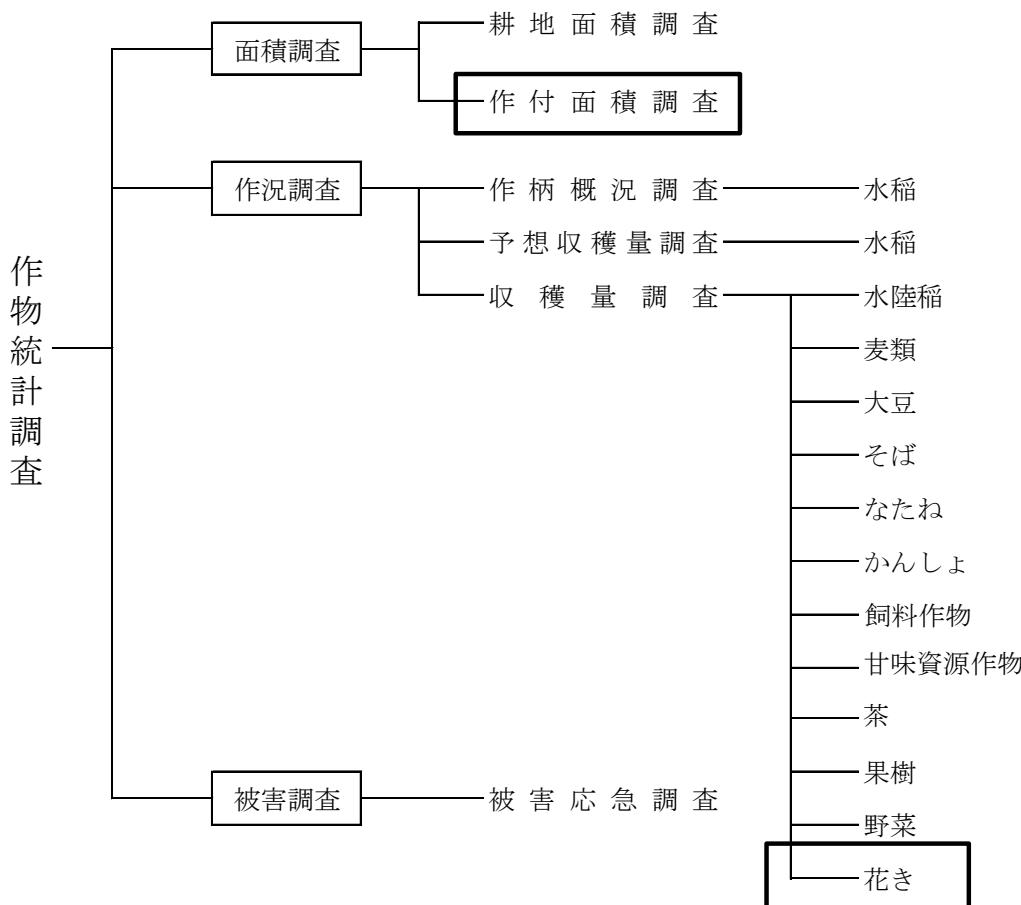
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行った。

(4) 調査の体系（太枠部分が公表した範囲）



注：作況調査の花き調査については、出荷量調査である。

(5) 調査の範囲

全ての都道府県を調査対象とする全国調査（直近では作付（収穫）面積調査及び出荷量調査とともに令和元年産）を作付面積調査にあっては3年、出荷量調査にあっては6年ごとに実施し

ている。主産県調査年に当たる本年産については、調査対象品目ごとに、令和元年産（直近の全国調査年）における作付（収穫）面積の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査対象（主産県）としている。（5～6ページ別表「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

(6) 調査対象者の選定

ア 作付面積調査

関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

イ 出荷量調査

(ア) 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

(イ) 標本経営体調査（標本調査）

都道府県ごとの出荷量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、2015年農林業センサスにおいて、調査対象類（切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類）を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体から、類別の作付面積規模に比例した確率比例抽出法により抽出した。

標本の大きさ（標本経営体数）については、全国の1a当たり出荷量を指標とした目標精度（調査対象類ごとに2～3%）が確保されるよう、調査対象類の全国出荷量に占める都道府県ごとのシェアを考慮して目標精度（5～20%）を設定し、必要な標本経営体数を算出した。

(7) 調査対象者数

関係団体調査			標本経営体調査				
団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団の大きさ ④	標本の大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
560	532	95.0	25,824	4,461	17.3	2,681	60.1

注：有効回収数は、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回収されたが当年産において作付けがなかった標本経営体等は含まれていない。

(8) 調査期日

令和3年2月末日に実施した。

(9) 調査品目

直近の2年間連続して花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目並びに切り花類計、球根類計、鉢もの類計及び花壇用苗もの類計とした。

なお、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）については、全ての都道府県を調査対象とする全国調査年のみ調査を実施することとしており、主産県調査年に当たる本年産は、調査を休止した。

類別	品目
切り花類	切り花類計（以下のきくから切り枝以外の切り花類を含む。）、きく、カーネーション、ばら、りんどう、宿根かすみそう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、切り葉、切り枝
球根類	球根類計
鉢もの類	鉢もの類計（以下のシクラメンから花木類以外の鉢もの類を含む。）、シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類
花壇用苗もの類	花壇用苗もの類計（パンジー以外の花壇用苗もの類を含む。）、パンジー

(10) 調査事項

ア 作付面積調査

調査対象品目ごとに、当該年産（1～12月）の作付（収穫）面積

イ 出荷量調査

(ア) 関係団体調査

調査対象品目ごとに、当該年産（1～12月）の作付（収穫）面積及び出荷量

(イ) 標本経営体調査

調査対象品目ごとに、当該年産（1～12月）の作付（収穫）面積及び出荷量

(11) 調査方法

ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

イ 出荷量調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

(12) 集計方法

ア 都道府県値

農林水産省地方組織に提出された調査票は、農林水産省地方組織において集計した。

(ア) 作付（収穫）面積の集計は、関係団体調査結果を基に行っており、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(イ) 出荷量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた1a当たり出荷量に作付（収穫）面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

イ 全国値

農林水産省地方組織から報告された都道府県値を用い、農林水産省大臣官房統計部において集計した。

また、本年産調査は主産県調査年に当たることから、全国調査を行った令和元年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{全国値} = \frac{\text{令和元年産の全国値} \times \text{当年産の調査対象都道府県値の合計値}}{\text{令和元年産における当年産の調査対象都道府県値の合計値}}$$

(13) 調査の精度

ア 作付面積調査

関係団体に対する全数調査結果を用いて全国値を算出していることから、実績精度の算出は行っていない。

イ 出荷量調査

本調査結果（全国計）の1a当たり出荷量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区分	標準誤差率(%)
切り花類計	1.4
球根類計	7.3
鉢もの類計	5.5
花壇用苗もの類計	3.2

2 用語の解説

(1) 作付面積

販売を意図して、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培したもの及び公園などで観賞用に植え付けられているものの面積は除く。

(2) 収穫面積

球根類及び鉢もの類の作付面積（鉢もの類にあっては、鉢が占有しているベッド、棚等の延べ面積をいう。）のうち、収穫又は出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積を除いたものをいう。

(3) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいう。

3 利用上の注意

(2) 統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。。

原 数	7 桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）	3 桁	2 桁	1 桁	四捨五入 し な い	
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230

(2) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「花き生産出荷統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「花き」の「作況調査（花き）」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/index.html#1 】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3680

（直通）03-6744-2044

FAX : 03-5511-8771

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】